

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
2	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する特例適用の明確化	幼稚園免許取得に必要とされている保育教諭の資格は、保育士免許を取得していること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、地方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定)特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一般すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものと考え、文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう求めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村では、へき地保育所が保育機能の重要な位置づけを担っているような自治体において、保育教諭の確保ひいては、幼保連携型認定こども園への移行が容易となる。また、事業者にとって採用することが可能となる。	教育職員免許法施行規則	文部科学省	新篠津村			秋田県、南あわじ市	○当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は特種児童を抱えており、かつ子育ての拠点となるべく幼保連携型認定こども園への移行も検討している。実務経験やへき地保育所の要件を精査した上で、保育士不足の状況も踏まえ、経験年限を限られた人材を活用する措置が必要である。		
8	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。本市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れも可能である。しかし、看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ。保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	医療的ケア児の受入が促進され、多様な需要に対応できる。医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくなることできる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山市			足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、茨城市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、山陰小野田市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎市	○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○本市でも看護師が確保できず、除染入が必要となる医療的ケア児の保育園での入力を断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受け入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 ○本市でも医療的ケア児が保育所入所が出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなり大きい。また、看護職の確保も難しい状況であるため、どのくらい保育士や保護者の不安が軽減されるか分からないが、訪問看護ステーションの看護師による訪問看護が保育所で受けられるようになることと医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。 ○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所への訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、金額市が費用負担をして訪問看護の利用をしている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とすべきである。 ○本市においては、提案団体同様の課題に対して、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○本市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。保険適用の範囲が拡大されれば、訪問看護を施設で利用することもでき、医療的ケア児の受入施設数も増えたと考えられる。 ○本市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと見られる。 ○支障事例本来なら除染入が必要児であるが、園ではなんとか除染なしで過ごしている。そのため児は活動を制限したり、保育士も体調に十分に配慮しながら園生活を送っているが、万が一の事態について保育士は常に不安を伴っている。また昼以降は鼻詰からチューブで栄養摂取している児は毎回保護者が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。 地域課題:医療的ケア児におけるニーズの把握 制度改正の必要性等:医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保障するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。 ○現在、医療的ケア児の受け入れがない状況であるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受け入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の選択肢や保護者の就労機会の拡大につながるため、所要の改正が必要である。 ○本市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置していない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が暮らす地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けられることが可能となる。 ○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。 ○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、健康保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題は、当県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整しており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 ○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
18	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	【現状】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の取得に要する年数に上乗せされる。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。 なお、現状でも中学校免許保持者が小学校において専科教員として授業を行っており、その実務経験を基に免許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。 【制度改正の必要性】 学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いをする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参加や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越す際、内示後から交付決定前の事由(地元の協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、小学校教育及び小中連携教育のより一層の充実につながる。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。 なお、現状でも中学校免許保持者が小学校において専科教員として授業を行っており、その実務経験を基に免許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。	教育職員免許法第6条及び別表第8	文部科学省	東京都		宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、栗島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本、宮崎県	○当村の小学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。 ○小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができないため、学校現場において柔軟な対応ができない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟に充実した指導ができるようになる。 ○以下の支障事例が生じている ・小学校講師が不足しているため、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。 ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。 ・小規模の小中併設校の教員配置が行いやすくなり、学校運営上も有効である。 ○小学校における教科担任制を推進するにあたり、中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。 ○令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当県においても、小学校における専科教員の人数が増加している。今後も、増え続ける見込であり、専科教員に対する免許法別表第8の授与要件を緩和することにより、隣接校種免許状の併用が促進され、また、外国語活動に対する対応以外にも、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。 ○当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流・柔軟な人事配置を行いたい。ため、制度改正の必要性があると考える。	
30	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化	認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いをする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参加や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越す際、内示後から交付決定前の事由(地元の協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	交付決定や資金交付のスケジュールを早期化することにより、施設整備等が事業者の資金繰りに与える影響を低減することができる。とともに、適正な事務の執行が図られる。	児童福祉法56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県		いわき市、豊橋市、高槻市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、大分県	○認定こども園施設整備交付金において、当県では内示後、交付決定前に事前着手をする場合は事前着手の承認が必要となり、年度内に事業を完了させるためにはほとんどの場合事前着手の必要があることから、交付決定に相当の期間を要することが事務負担の増加につながっている。 ○内示後、交付決定前の事業着手が認められているので、事業着手後の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから繰越理由にならないというの不合理である。繰越が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者が多大な負担を強いられることになっている。交付決定の早期化(内示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求める。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○画交付金について申請から内示までの期間が長く、また内示後の事業着手が認められないため、結果的に工期が短くなり、年度内の工事完了が難しい事例が生じている。 ○文科省の交付決定時期が遅いことから、計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市では、基本的に国等の交付決定を受けた後に、事業者に対し、市の交付決定をおろすこととしている。現状の国の要綱発出スケジュールでは、年度末に要綱が発出されることが多いため、交付決定前に事業が完了するという不具合が生じることがある。そのため、そのような場合には事業ごとに財政部局と調整のうえ、例外的に交付決定を市独自で行っているが、その調整に多大な時間を要していることから、早期に要綱の策定に取り組まれない。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。		
38	B	地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化	JETプログラムの導入については、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまどを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越す際、内示後から交付決定前の事由(地元の協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	関係省庁とクレアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。 これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期」語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR・ALT)の配置要望調査について(照会)」「一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長」 ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治体国際化協会長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、津沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎県	○平成31年度JETプログラム人員割金費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。			

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先	
	区分	分野									団体名	支障事例			
39	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラムの導入に係る事務の運用改善	JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を求められる時期)までには通知等の文書が発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クアアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。	県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度からの導入については、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに出発していれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。	活用を検討した団体が、議会承認や予算編成など実務的なスケジュールで断念することなく、導入を実現することができる。	①平成30年8月20日付け自国整第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR-ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月29日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長) ③平成30年9月12日付け自国整第375号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る新規招致者・再任用者数及び配置希望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村		大阪府、大阪市、大村市、宮崎市	○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考ええる。 ○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めれば要望をできた可能性がある。		
48	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大	健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居室」以外の保育所等を訪問先として認める。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居室」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居室」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。	医療的ケア児の受入体制が強化できる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福井市	足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、茨城市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、榑原市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世賀市、大分県、宮崎県	○医療的ケア児の居室における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居室、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、除来受入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに向かうことで入園しているが、保護者の負担が大きい。 ○小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居室」に限定されており、学校等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限されている。そのため、教員等だけの対応ができない事例でなおかつ看護の中でも専門的スキルが必要とされる事例(人工呼吸器装着時の吸引等)については、市独自で訪問看護ステーションと契約を結び対応しているが、国の補助事業は費用の3分の1のみの補助であり、市の負担が大きい。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと史料される。 ○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置していない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居室に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。 ○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、健康保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題は、本県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整しており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。			

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・ 担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
67	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	学校給食における前日調理の規制の緩和	<p>本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。</p> <p>こうした中、食材として多くの根菜類を使用する献立の場合、その下処理(泥落としや皮むき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に完了し、このリスクを排除することができるとして文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。</p> <p>本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多様な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。</p>	<p>排除すべきリスクが明確になることで、これを排除しつつ多様な野菜を使用した献立作成等が可能となり、より安全でおいしい給食の実現や地産地消の推進が期待できる。</p>	<p>・学校給食法第9条 ・学校給食衛生管理基準-第3-(4)-①</p>	文部科学省	広島市、広島県		<p>文京区、八王子市、川崎市、鎌倉市、新潟市、浜松市、田市、京都市、徳島市、熊本市</p>	<p>○根菜類を大量使用する場合は、他に使用する野菜や献立の組み合わせを考慮する必要がある。この場合は、同じような組み合わせになり、変化が乏しい。また、前日に下処理作業ができ、衛生的に保管ができる状態であれば、多様な献立を取り入れることができ、より一層地産地消の推進につながる。</p> <p>○献立によっては、下処理に時間がかかる場合があるので、前日の下処理を認めていただければ、下処理に手のかかる地場の野菜をより多く使用でき、地産地消が推進できる。</p> <p>○本市では、給食に地場野菜をできる限り取り入れ、使用量の拡大を図るとともに、地元で育った野菜を生産者の想いと子どもたちに向けて、郷土への愛着を育んでいる。しかしながら、地場野菜は、定つきや形が不揃いなものもあり、下処理に時間を要することが多く、当日調理の限られた時間の中で仕上げなくてはならない学校給食の場合、使用率が高くなるに比例して、手をかけた多様な献立を実現できない現状がある。地産地消を推進するとともに、様々な食事内容に親しみ、食に興味をもち豊かな人間性を育む学校給食の役割を果たすためにも、衛生管理上、安全が確認できる調理作業については、前日調理を可能とするよう規制を緩和していただきたい。</p> <p>○本市の中学校給食調理場(HACCP認定施設)については、当初の見込みを上回る食数の調理を行っているが、同様に前日の下処理ができないため、献立作成に制約がある。</p> <p>○前日調理ができないため、乾燥豆を充分浸水できず、本来のおいしい煮豆ができない。前日調理を規制している根拠を示し、豆の前日浸水・冷蔵を認めていただきたい。</p>		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
61	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、両者の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化が期待される。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島市		旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、愛知県、豊田市、京都市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○左記団体と同様に窓口一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管省庁が異なるためにそれぞれにほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所に書類を出さなければいけないことと、添付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減をお願いしたい。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違うため事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分方式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 ○近年一定の改善がなされているものの、提案団体の主張の通り、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一時的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両者に行わなければならない。書類作成も両者分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両者分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は経費補助(経費払い)、文科省分は間接補助(経費払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者数などで簡便に算出できるように改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受けなければならない。幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない実質的な改善がなされていることから、早急な改善を求める。 ○幼稚園から認定こども園への移行の場合、複数の建物がある場合において一部を大規模修繕、残りの建物を建替えをする場合、認定こども園整備交付金(文部科学省)においては、改築及び大規模修繕と同一、両方の補助金を加算して基準額とすることができるが、保育所等整備交付金(厚生労働省)においては、創設の補助金のみとなり、補助金の積算が複雑になっている。また、事前協議においても、認定こども園施設整備交付金は協議書を2通、保育所等整備交付金は1通書ということになり、事務が煩雑になっている。そのため、補助金の積算を一本化することにより、協議書を何通も書くことが無いようになる。一部改築等における認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金の按分方法について、両交付金の交付要綱では①定員数の全てが工事にからない場合には、「基準額×工事に係る定員数/整備後の総定員」で算出するが、②定員数が算定できない(調理室、遊戯室などの共通して利用する場所)においては、「基準額×総定員×整備する面積/整備後の総面積」と記載されており、計算が複雑になっていることにより、事務が煩雑になっていること、また①と②のどちらに該当するのか不明瞭で事業者への補助額が確定できないことが問題となっている。要綱の基本的事項(補助内容についての記載事項)の不足が多く、協議書を提出しないと補助内容さえも分からないなど記載事項の不足感が否めない。 ○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で理解が相違することがあり、その調整に時間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅らなりとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助金受取の認定こども園の設置及び移行において事務負担が増大している。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当部分と教育相当部分に分算する必要がある等、事務が複雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても、平成30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じた。 ○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうちの半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務を複雑にしている。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出る可能性がある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○当市においても煩雑な事務に直面しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていること等、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を強く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等及び大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例があった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。 			
92	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	登録免許税を非課税とすべき境内地、境内建物についての詳細な基準や、具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買い増す場合に、その程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項3欄1号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	財務省、文部科学省	愛知県			石川県、福岡県、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数:15件) ○当県においては「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断がたが、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(1筆)が非常に広大で当該土地に境内建物が建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いのか、申請建物が納骨堂の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよいか、(いつの段階で証明してよいか)などが挙げられる。この他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するため、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知いただくことが望まれる。 		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
93	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	文部科学大臣が指定する看護師学校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県経由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等について、他の大学の学部と同様に、都道府県経由の義務付けを廃止し、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を経由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく認可等は文部科学省が行っており、当該学部等のみ都道府県を経由する必要性はない。また、申請者にとっては、都道府県を経由することにより、認可等までの手続きに時間がかかっている。	都道府県の経由事務を廃止し、文部科学省に直接申請することにより、申請事務が効率化し、申請者の利便が向上する。	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学省、厚生労働省	愛知県		宮城県、川崎市、長野県、山口県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。		
99	日 地方に対する規制緩和	教育・文化	保健師助産師看護師学校養成所を設置する公私立大学等に基づく公私立大学の申請・届出における都道府県経由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県経由事務の廃止。	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を経由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公私立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を経由して文部科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。しかし、書類内容の実質的な指導は国が大学と直接行っており、県経後の補正や許可後の最終書類は国から提供されることはなく、経由事務は形骸化している。なお、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県を経由が必要となっている。	都道府県の経由事務処理負担の削減となる。大学が便宜上提出している都道府県分の副本の提出が不要となる。大学から文部科学省への文書送達日数が削減され、大学及び文科省の事務処理に余裕が生まれる。	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第11条、歯科衛生士法施行令第3条、歯科技工士法施行令第10条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	文部科学省、厚生労働省	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	兵庫県・中国地方知事会と共同提案	宮城県、福島県、川崎市、長野県、大分県	○当県でも同様の状況がみられ、申請者からすると県経由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大学等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を経由する必要性は低いと感じる。 ○大学への指導権限等がないにもかかわらず、申請書類についての問合せへの対応等、当県でも事務負担が生じている。指導権限のある国と申請者が直接やりとりできるように経由事務を見直すことは、事務効率性及びタイムリーな指導という観点からも経由事務の廃止は必要と考える。		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
112	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事が完了が難しく、工事を次年度に遅らせたいという事例があった。	事務負担が軽減されるとともに、スムーズに工事着手でき、計画に沿った工期で進めることができる。	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茨木市	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、粟田市、知多市、大蔵府、高槻市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があるため、事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期のずれによる工事発注の遅れ等無駄が多いため、申請窓口の一元化に賛同する。 ○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管各府省が異なるためにそれぞれほぼ同じ書類を提出することになるが、か所に書類を出さなければいけないこと、送付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減をお願いしたい。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があるため、協議のスケジュールが違つたため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分方式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○認定こども園の増設改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事が完了が難しく、工事を次年度に遅らせたいという事例があった。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問しても補助金額の担当者まで送付となり、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものと、事業費・補助金額の計算における両省分の案分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよか事業に変更に遅れをきたしたという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨っていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置等及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要がある。それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○茨木市と同様に1つの整備に2種類の申請が必要となり、事務負担が増えている。 ○①については、当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。②については文科省の内示時期が遅いことや圧縮交付される可能性があることから計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていること、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。 		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
161	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備における交付金等の運用改善	認定こども園施設整備に当たり、厚生労働省部分と文部科学省部分の一本化を図る等の運用の改善	認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者に煩雑さを強いこととなっている。(当該事例は市町村と都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあっても各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況が強く、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めもの)	補助申請の一元化により、事業者の円滑な申請や交付決定による計画立案が可能となる。スムーズな認定こども園の整備が可能となり、ひいては待機児童の解消につながる。	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、徳島市、三重県、豊田市、吹田市、高槻市、富田林市、和泉市、西宮市、岡崎市、広島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、徳島市、三重県、豊田市、吹田市、高槻市、富田林市、和泉市、西宮市、岡崎市、広島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	<p><追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p> <p>支障事例</p> <p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待される。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議の回数も多かったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者の煩雑さを強いこととなっている。(当該事例は市町村と都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあっても各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況が強く、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園施設整備に際しては、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に引き上げられるなど、厚生労働省と文部科学省で統一の対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者まで通すこととなり、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分率も必要で、過剰な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(経費払い)、文科省分は間接補助(経費払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積と利用者按分で階層に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○待機児童が出ている中で、事業者が認定こども園を選択するとき、事務作業が煩雑になることも考えられる。また、市の担当課も園との調整等複雑になり負担が多くなる。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事かどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○認定こども園の整備補助金について、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚生労働省部分と文部科学省部分を算出する必要があること。特に、対象外経費の取扱が各省で異なるため、同一工事の同一の見積りから各省の考え方にそって対象経費/対象外経費を抜き差し各補助金毎に対象経費を算出しなければならない。外債工事費などは対象外経費についての取扱が明示されていない中で、このような作業を行う必要があるため、事業者と市の事務を煩雑にしている。また、認定こども園に移行する前の施設種類が保育所か幼稚園かによって、整備に係る1号認定と2・3号認定の人数に偏りがあるのが多く、補助金額を決定する際にも、一方の補助金は助成基準額で、もう一方の補助金は対象経費で補助金額が決まることも多い。以上のような仕組みは事業者の理解能力の範囲を超えた複雑なものとなっているため、対事業者とのやりとりについても非常に苦勞を強いられている。また申請後の交付決定にあたっては各省からの内示が揃わなければ事業に着手できないが、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定のため年度内の工事着工が不可能となり、2か年事業で実施する予定を単年度で実施せざるを得なくなり、タイムスケジュールで工事せざるを得ない支障が生じている。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても複雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時において、2か所への協議の手間や複雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。また、当市も同様に、文科省分の内示額が任願され、対応に苦慮した経験がある。</p> <p>○当県でも申請事務が繁雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一の見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。</p> <p>○左記の具体的な支障事例と同様に、保育部分と教育部分の所管が異なることで、申請主体である市、事業者ともに、複数の申請書類の作成や複雑な按分計算による事務処理の煩雑が生じている。また、過去には、保育部分と教育部分の内示に約3か月ほどの差が生じ、工期が危ぶまれる事例も生じたところ。認定こども園という単一の施設であることから、補助金及び申請窓口の一本化が必要と考える。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う区分が違いため、妥当な判断が難しい。</p>		
202	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	部活動指導員の活用事例の周知	自治体は国のガイドラインに基づき導入を検討しているが、国の補助制度を活用した人材の確保が困難となっている。部活動指導員の導入事例を周知していただきたい。	国の補助制度を活用し部活動指導員を配置したいが、補助要件を満たす人材が見つからず配置が困難である。スポーツの指導をしている人材は存在するが、部活動指導員として位置付けることが難しい。	他の自治体で実際に部活動指導員として活動している方の年齢、活動の時間帯等を周知していただくことで、人材の確保や導入方法の参考とすることができる。結果として、教員の負担の軽減や部活動の充実につながる。	学校教育法施行規則	文部科学省	竹田市	宮城県、相模原市、串本町、高松市、宇和島市、熊本県、熊本	<p>○当市においても、現在一名配置しているが、人材確保が困難な状況である。</p> <p>○当市では、部活動指導員を平成30年度は2名、令和元年度は4名任用し、それぞれの中学校で活動している。教員の働き方改革や部活動の質的向上を考えると、今後はさらに増員したい考えがある。しかし、人材確保が課題となっている現状である。</p> <p>○外部指導者を対象に候補者を選定していたが、補助要件にそぐわず折り合いがつかなかった。</p> <p>○外部指導者を部活動指導員に位置付けることが難しい。</p> <p>○部活動指導員は、原則として単独での部活動指導ができる立場にあるため、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解が必要である。そのため、当市においても、人材の確保が課題となっており、配置計画上の人数を満たしていない状況にある。</p> <p>○当市においては、部活動における技術指導を補助する有償ボランティアを希望校に派遣しており、教員免許保有者のほか、一定期間以上当該ボランティアの経験がある者から任用している。しかし、正社員の傍ら有償ボランティアとして活動している方が多く、部活動指導員を職とするには勤務時間や収入がライフスタイルに合わないため、応募者が少ないことが課題となっている。どのような団体や協会にアプローチをすると、経験があり、かつライフスタイルの一致する人材が居るのか、事例を周知していただきたい。</p> <p>○当市においては、国・県の補助を受け、10名の指導員を配置している。当市の配置基準の一つに「これまでに外部指導者の立場で、学校の部活動を熱心に指導した実績があること」としているため、当市においても、学校からの推薦がなければ、指導員を見付けることは困難である。学校から得られる情報だけでなく、他の自治体の導入事例も参照できれば、人材確保の一助になるものと考えられる。</p>		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
225	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定こども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一。 【具体的な支障事例】調査のとりまとめを行う県は、市町村及び施設の負担軽減のため、様式を一元化して照会しているもの、調査時点については、施設種別が4月1日付で変わる(保育所から幼保連携型認定こども園へ変わる場合など)こともあり、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、回答する施設側の作業が煩雑になる例もある。また、趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なるため、それぞれの調査別に回答しなくてはならず、事務が煩雑となっている。	各市町村及び各施設の事務負担の軽減に繋がる。	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成31年3月12日付け事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付文科高第191号)	文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	札幌市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、豊田市、大宮市、兵庫県、南あわじ市、広島市、愛媛県、高知県、佐世保市、諫早市、大村市、熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ○調査の趣旨がほぼ同一のものであるにもかかわらず、調査項目等が若干異なるため、回答にかかる作業が煩雑になっている。 ○毎年、厚生労働省と文部科学省から認定こども園の前震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 ○調査の対象施設として幼保連携型認定こども園が重複しており、各市における事務及び施設側の負担軽減の観点から、一元化が望ましい。 ○共通した調査内容(耐震化とブロック塀の安全対策の状況調査等)であるにもかかわらず調査基準日、調査対象棟、調査票様式が異なるため、国からの調査依頼が同時期であれば(文部科学省と厚生労働省の一方から調査依頼があれば、もう一方から調査依頼が来るかもれない)と数回様子を見る)、県で調査項目をまとめて市町村や事業者の負担を少なくするための調整を行う等、県の事務が繁雑となっている。文部科学省と厚生労働省の調査時期が異なる場合は、それぞれで調査の依頼を行うため、市町村や事業者の負担が大きくなるため、調査時期や内容を統一するか、窓口の一本化を要望する。例えばブロック塀の安全対策の調査は、当初はほぼ同じ内容であったが、その他のフォローアップ調査の内容が異なるなど煩雑であった。 ○類似内容の調査が複数省庁から照会されることにより、事業者、行政ともに事務負担の増大が生じている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生している。また、本件については、行政側のみ都合により、全ての認定こども園運営事業者に対し負担をかけていることから、早急な改善を求める。 ○各市でも同様に事務の煩雑さを感じているところ。同様の趣旨の調査であるため、調査の一本化と両省間の情報共有を求める。 ○趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なることや、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、それぞれの調査別に回答する必要が生じ、回答する市町村や施設側の事務負担が大きい。事務負担軽減のためにも一本化を検討して欲しい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれから調査が依頼され負担となっている ○認定こども園の前震化調査について、厚労省と文科省から同一の調査があり、施設への紹介回答等事務負担が生じている。また、調査の内容や時期が微妙に異なるため、同じような調査を2回行う必要があり、煩雑な事務処理が発生している。 		
226	B	地方に対する規制緩和	その他	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。 認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、列々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられる。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)	交付金に係る窓口を一本化する等により、手続きの簡素化が図られ、事業者、市町村、県の事務の効率化が期待されるとともに、事業者における施設整備工事の円滑な実施に資する。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、福島県、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大宮市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、大村市、熊本県、鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式も片方の省に送付する必要があるが煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要がある。また、協議のスケジュールが進むため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増設に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにもかかわらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 ○本市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑であることによる事務負担の増大が懸念されている。 ○認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、列々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられる。文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日) ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分が膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が遅れ、急ぎよくなる事業に支障をきたすという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨っていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要がある。幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その類型に手間がかかる。平成30年度産廃事業で、協議申請した工事かどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○以下の支障が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と文部科学省それぞれに書類を作成する事務手間がかかる。 ・定員等による按分の計算方法も分かりにくく、事務処理に係る時間が増え、また煩雑になり書類の不備を生み出す要因となっている。 ・文部科学省と厚生労働省で内示日も異なり、工事契約がスムーズに行かない状況。 ・文部科学省から協議書類について先に確認が行われ、その都度厚生労働省にも差替え書類を送っており、その後厚生労働省が協議書類の確認を行った際にも差替えがあれば文部科学省にも送ることになり、2倍の事務手間がかかる。 ○各市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○本市においても、平成29・30年度に幼稚園型認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議のやり取りや煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当な事務負担が生じた。 ○当県でも申請事務が繁雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。 ○同一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なきままに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に閉園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(特権児童解消の施策に影響が生じた) ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。 		

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
230	B 地方に対する規制緩和	その他	不要財産納付時の公立大学法人に係る定款変更について、議会の議決及び各省庁の認可を不要とする。議会の議決及び各省庁の認可の廃止	不要財産の納付などを事由とする、公立大学法人の定款変更については、議会の議決及び各省庁の認可を不要とすること。(地方独立行政法人法第8条第2項ただし書の適用範囲の拡大や各省庁の認可を設立団体からの届出に変更するなど)	【現状】公立大学法人の定款の変更については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)第8条第2項、第80条の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。法第8条第2項ただし書により、変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでないとの例外規定が設けられているが、法施行令第2条及び総務省告示(平成25年総務省告示第395号)で定める軽微な変更は、従来の事務所の所在地の変更や設立団体である地方公共団体の名称の変更などであり、適用範囲は限定されている。【支障事例】以下のような場合にも、議会の議決及び各省庁の認可を受けが必要があり、県の事務的な負担が過大となっている。不要財産の納付について、法第42条の2第5項の規定に基づき設立団体の長が認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。不要財産の納付後、法第8条第2項に基づき定款別表を変更する際、改めて議会の議決を経て、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請が必要。上記のとおり、議会の議決が2度必要なため、事務負担が過大となっている。また、当該事業に係る各省庁への認可申請についても、不要財産の納付に係る設立団体の長の認可後の申請であることから、事後報告的な意味合いが強いものと思料される。	都道府県の事務負担の軽減及び事務の効率化が図られる。	地方独立行政法人法第8条第2項、第42条の2第1項・第2項・第5項、第80条 地方独立行政法人法施行令第2条 総務省告示(平成25年総務省告示第395号)	総務省、文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	川崎市、富山県、長野県、名古屋市の			
237	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に必要な保育士等の職員の勤務状況確認について、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定には、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤務年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等が勤務した施設が発行する勤務証明書が自治体で確認し、加算の認定を行っている。しかし、算定の対象となる施設等でのキャリアの全期間を確認するためには、当該期間の全ての勤務証明書が必要であるが、待機児童解消をめざして新規施設を増設している中で保育士等の他法人への転職も多く、自治体の確認作業が膨大なものとなっている。また、保育士等にとっては、転職する度にこれまで勤務した職場の勤務証明書を提出する必要があるが、前職場がなくなっている等の場合はその期間の勤務の確認が困難となる場合があり、また、施設としても、退職した職員分の証明の再発行作業を長期間強いられることとなる。現在、全国展開している保育等事業者も多く、全国一律で対応する必要が考えられ、保育士等の処遇改善は全国的な課題である中、国も「処遇改善等加算Ⅰ」の拡充で処遇の改善を図っていることから、例えば、国のもと全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、保育士証やキャリアアップ研修の受講記録等を集約し、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、年金加入記録等だけで保育士等の加算認定ができるよう制度を改正する等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	潜在保育士や転職する保育士等が現場復帰の際の負担軽減につながることも、保育施設等の証明書発行にかかる事務負担軽減につながる。また、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。	子ども・子育て支援法 法定価格に関するFAQ (よくある質問)(Ver.12 (平成30年9月27日時点版))	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、茨城県、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合	秋田県、千葉県、川崎市、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、墨本町、清あわじ市、島根県、広島市、徳島市、佐世保市、大分県、宮崎市の	○前職場が閉園した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、細切れの採用や中途半端の採用・退職があり、施設でも自治体でも確認の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録の確認作業も増えることから事務負担の軽減を求める。 ○キャリアアップ研修の受講記録については、県独自のデータベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映させた上で、事務負担の軽減を図る必要がある。 ○経験年数に含めることができる施設かどうかの確認に時間がかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなっており在籍証明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。 ○当市でも、保育士等対象職員が他法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増えたり、その確保全ての証明書を整える事は保育士等対象職員にとっても負担が増大している。また、その確認作業を行う自治体の負担も増大している。前歴情報がデータベース化できれば、保育士等職員と自治体の両方の事務負担が軽減される。 ○処遇改善等加算Ⅰの申請に当たり、各園とも勤務証明の準備をさせていただいているが、遠方の園であったり、本人は要件を満たしていると思っても、勤務証明を見と満たしていないこともある。施設についても該当施設でないこともあり、負担だけが残ることになる。 ○同一の市町村内で転職された保育士であっても、改めて証明の提出を求めることとなる現在の形では、保育士、施設、自治体すべてにとって負担となり、制度の複雑化と相まって申請の遅れを引き起こしている。 ○全国一律の勤務状況のデータベース化を準備することにより、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る事務負担の軽減に加え、保育士証等においても、実務経験の認定証明に受験者にとって多くの負担となっているため、これに係る事務負担の軽減も期待できる。 ○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定における勤務年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃園している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当市の市立施設においては、職員の在籍を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間よりも前に勤務していた者の在籍を証明することが困難な状況である。 ○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定事務は膨大なものであり、特に4月から5月にかけて、市内約200園ある私立保育所等の職員一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題もあり、これらが解消されるのであれば、提案されている措置には賛成である。ただ、全国的なシステムを構築する必要があるため、処遇改善等加算Ⅰの経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町村に同加算Ⅰ・Ⅱの申請もできるようにする。提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱは保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようにするなど、保育士・幼稚園教諭等職員の総合的・複合的なシステムとして構築・運用をしていただきたい。また、保育士等の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。 ○町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状があり、事業者から書類が提出されても、スムーズな加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかける場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法にて事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。 ○当県でも、約5,000人分の経験年数確認のため、施設において膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要があり、相当な事務負担を強いられている。 ○当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または保育士側の事務としても在籍証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理を行えば市区町村の負担と園や保育士の負担が軽減されると思われる。 ○現在は各園に資料提出を求めており、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれる為、事務の軽減につながると思われる。 ○提案にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中頃から後半にまわっている状況。そのため不適切な月次の給付費支払や、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。簡素化事務が今年度より始まり、施設と行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。 ○複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。 ○当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数も多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じるため、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化等は、非常に有効な方法であるが、その仕組みを構築・維持するため、新たに市区町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。				

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)	所管部署・担当者連絡先
	区分	分野									団体名	支障事例		
282	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同の内容で2か所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化が期待される。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	<ul style="list-style-type: none"> 〇施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 〇協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 〇施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回以上あったため、1事業者は保育所部分の補助金だけ1回申請を行った。 〇認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 〇当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれで補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が懸念されている。 〇制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 〇近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主眼のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文科省間で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安定・不確実が生じている。また、経費が生じた事業について都道府県を通じて質問をしても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 〇幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものと、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(積算払い)、文科省分は間接補助(積算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても無関係な混乱が生じている。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者が出発し、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 〇幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算と事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡潔に算出できるように改善が必要である。 〇制度の所管省庁が複数に設けられていることにより、類型により認可・認定型や、法的立付けが異なることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 〇同様の支障及び市役所・バスに直結しない生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 〇同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で理解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 〇厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 〇当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 〇当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 〇当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。 〇平成30年度において、面交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑化している。 〇認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響があることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのスリがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 〇当市においても煩雑な事務に直面しており、事務負担軽減のための手続きの簡素化の必要性を感じている。 〇保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。 〇施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を強く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 〇当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きい。是非とも一本化してほしい。 〇厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 〇申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大規模な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) 〇幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。 			
293	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の実地監査の効率化	保育所等に対する実地監査の効率化	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上の立入調査を行うことを原則としており、また、認定こども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山県	<ul style="list-style-type: none"> 〇実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。 〇認可保育所・認定こども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保、保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査を行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の観点から、実地監査の効率的な実施につながる対策が必要である。 〇認定こども園に対する「建学の精神に基づく特色ある教育活動の展開を踏まえた対応」など、対象や内容を明確に示していただきたい。 〇当県においても、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多大な負担となっており、その実施方法の効率化が課題である。(※監査対象施設数(中核市実施分除く)…保育所:162、幼保連携型認定こども園:86(1施設当たりの所要時間は2～3時間)、施設規模、指播状況によって長時間に及ぶケースもあり)、認可外保育施設:23(1施設当たりの所要時間は1～2時間)計 271施設) 〇当市でも保育園、認定こども園、地域型保育事業所の施設数が年々増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事項を提示いただければ業務負担の軽減につながる。 〇当県においても、提案団体と同様、弾力的な指導監査の実施方法等について、検討を行っているところであり、今後の検討に資するため、弾力運用の具体的な内容や留意事項、さらには、優良事例等を示していただきたい。 〇当県では、令和元年6月30日付厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施方法(ガイドライン)」について、具体的に示していただきたい。 〇年1回以上とされている立入調査について、実地だけでなく、実地や書面、集団指導など、地方の実情に合わせた実施ができるよう、地方自治体が自ら判断できるようにされたい。 				